

改正利息制限法の施行に伴う提携ＡＴＭご利用時のお知らせ ～ 当金庫のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ ～

平成２２年６月１８日以降、当金庫以外の提携金融機関のＡＴＭを利用される場合に、ＡＴＭ画面や利用明細票に表示されるお客様のＡＴＭ利用手数料と、実際にお客様にご負担いただく手数料が相違する（お客様にご負担いただくＡＴＭ利用手数料が少なくなる）場合がございます。

これは、利息制限法の改正により、以下のようなお取引では、一定金額を超えるＡＴＭ利用手数料が利息とみなされるための対応で、ＡＴＭ利用手数料が一定金額を超えるお取引では、お客様にご負担いただくＡＴＭ利用手数料の一部を当金庫が負担させていただきます。

この場合、ＡＴＭ画面やＡＴＭのご利用時に発行される利用明細票には、当金庫負担分を含むＡＴＭ利用手数料が表示される場合がありますが、お客様の通帳には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されますのでご了解ください。

＜当金庫以外の提携ＡＴＭご利用時のお取引の内容＞

- ・ローンカードによるお借入・ご返済
- ・キャッシュカードによる出金時に残高不足によりお借入が発生する場合
- ・キャッシュカードによる入金時に借入残高のご返済が行われる場合

お客様にご負担いただくＡＴＭ利用手数料が少なくなるのは、以上の取引のうちの一部のみです。詳しくは当金庫の窓口にお問い合わせください。

ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

～ 当金庫以外の提携金融機関の

キャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ ～

本件に係る対応は、金融機関によって異なりますので、詳細は預金口座をお持ちの金融機関にお問い合わせください。



倉吉信用金庫
KURAYOSHI SHINKIN BANK